

企業役員の商法違反

福本 憲男

はじめに

法学論集第四三号に紹介した幾つかの企業役員の商法違反事件について、その注目度の高い事件について紹介する。

一、野村証券事件

(1) 第一次大戦後の野村証券の主な出来事と歴代社長

一九四八年	四月	奥村綱雄	証券業者として登録	(四八年)
一九五九年	六月	瀬川美能留	野村総合研究所発足	(六五年)
一九六八年	一月	北裏喜一郎		
一九七八年	一〇月	田淵節也	中期国債ファンド募集開始	(八〇年)
一九八五年	二月	田淵義久	トヨタ自動車を抜いて経常利益、日本一になる	(八七年)
一九九一年	六月	酒巻英雄	損失補填などの証券不祥事で両田淵氏、辞任し相談役に 営業店一ヶ月の株式売買停止処分、一週間の法人営業自粛	(九一年 七月) (九一年一〇月)

酒巻社長、総会屋親族企業への利益供与問題で引責辞職 (九七年三月)

一九九七年 三月 鈴木政志

一九九七年 五月 氏家純一 大蔵省が年内いっぱい株式関連の自己売買停止などの処分を発表(九七年七月)

(2) 野村証券事件の経過

一九七〇年 総会屋グループの小池隆一代表が野村証券株一〇〇〇株を取得。

一九八九年 二月 小池代表側が野村証券に口座開設。野村証券株三〇万株を含む四大証券株計一二〇万株を取得。

一九九一年 六月 野村証券で損失補填事件が発覚し、田淵義久社長が辞任し、酒巻英雄社長が就任した。

一九九二年 三月 株主総会を控え、小池代表が野村証券に議案提案権の行使を通告し、質問状を送付した。

一九九二年 五月 株主総会対策のため酒巻社長が小池代表と面談を行った。

一九九三年 三月 小池代表親族企業の小甚ビル口座が開設された。

一九九五年 一月〜六月 野村証券が株の自己売買利益の付け替え工作などで、四九七〇万円を小池代表側に利益供与。

一九九五年 三月 酒巻元社長らが株主総会対策で、小池代表に現金三億二〇〇〇万円を渡す。

一九九六年 九月 元出版会社社長が三億二〇〇〇万円の損失補填について証拠隠滅工作。

一九九七年三月二五日 東京地検と証券取引等監視委員会が、商法違反(利益供与)と証券取引法違反(損失補填・

利益追加)の容疑で野村証券本社を家宅搜索。

一九九七年五月一三日 証券取引等監視委員会が野村証券の元常務ら三人と、法人としての野村証券を東京地検に

告発。

一九九七年五月一四日 東京地検が元株式会社担当常務・松木新平、元総務部担当常務・藤倉信孝、総務部理事・藤田修らを証券取引法違反と商法違反の容疑で逮捕。

一九九七年五月一五日 東京地検が、総会屋グループの小池隆一代表と弟の小池芳嘉矩・不動産会社社長を逮捕。

一九九七年五月一六日 東京地検が、野村証券の田淵節也・元会長と田淵義久・元社長の自宅を家宅搜索。

一九九七年五月三〇日 東京地検が、酒巻英雄・野村証券元社長を証券取引法と商法違反の容疑で逮捕。

一九九七年六月一九日 東京地検が酒巻元社長を起訴。酒巻元社長と藤倉元常務、藤田理事を再逮捕。仲本社長を

証拠隠滅容疑で逮捕。

この野村証券事件は、同証券会社の総会屋との不明朗な関係について、一九九三年当時同証券会社の法人営業管理部の課長代理だった大小原公隆氏が会社に指摘したが改善されず、今回の事件で元社長らの逮捕容疑となった利益提供が行われる前の一九九四年二月に退社。それに前後して証券取引等監視委員会や、警視庁、東京地検などに情報を提供して内部告発をしていた。

野村証券は一九九一年の証券不祥事以後不正な株取引を監視する業務管理本部を新設するなど組織改革を行い、関係当局からの行政指導などを受けて対策チームを編成し、支店も含めた関係口座を対象にして、取引内容などを審査、問題があると判断された口座の取り消し作業をしていた。しかし、総会屋については、「日常の監視活動で不正取引も

チェックされている」として、取引内容の検査は徹底されていなかった。

この事件で利益供与を受けたとされる小池代表の口座も、「問題なし」と処理されていた。担当部門の総務部関係者の一人は、当手を振り返り、「総会屋は会社の裏を長い間流れていた汚く細い川。不祥事後であっても会社は連綿と続いてきた関係を断ち切ることはできなかった」と説明している。さらに、小池代表については、「政財界ともつながりがあるなど、いろいろなチャンネルを持っており、簡単に切れるものではなかった」といい、実力を持つ総会屋として、同社側が及び腰だったことを証言している。

野村証券では一九九一年一月、株主総会を担当していた株主課と、クレーム処理の渉外課を一本化して新たに総務部をつくりこれら进行处理させていた。組織改編に伴う混乱で、それまで小池代表を担当していた役員が退任するなどの動きもあった。しかし、新たに決まった総務部の担当役員が引き継ぐ形で、小池代表との関係は途切れず、藤倉元常務は九四年ごろからの担当であった。元役員の一人は「証券不祥事後、営業部門のチェック体制は強化した。しかし、総務部門はチェックが甘くなつたかもしれない」と今回の事態を悔やんでいたという。

一九九一年の証券不祥事で、当時の田淵義久社長、田淵節也会長が辞任（しかし、一九九五年六月に、新体制が整つたとして両氏は役員に復帰している）、「大手の中でももつとも厳しい処分をした」（酒巻英雄社長）という野村証券であったが、今回常務二人が直接、総会屋の親族企業との取引に関与していた「不正」の深刻さ、根深さを考えると、経営トップの首のすげ替えては解決はできなかったといえよう。

野村証券が株取引などを通じて総会屋親族企業側に五〇〇〇万円余りの利益供与をしたとされる事件で、東京地検特捜部は一九九七年五月一四日午前、同証券の藤倉信孝・元総務担当常務、松木新平・元株式担当常務、藤田修・総

務部理事の三人の出頭を求め、同日夕刻、これら三人を証券取引法違反（損失補填）と商法違反（総会屋への利益供与）の容疑で逮捕している。

このときの調べによると、元常務らは、一九九五年六月に開かれた同証券の株主総会を前に、小池代表に議事の円滑な進行に協力してもらうため、同代表が実質的に管理する「小甚ビルディング」名義で続けられた証券取引の損失の穴埋めを図ったとされる。それぞれ、

①一九九五年一月末から六月の計五回にわたり、同証券が購入した株を小甚ビルが購入したかのように「付け替え」処理して、四七四九万円を提供した。

②同年三月、野村証券と小甚ビルとの間でワラント（新株引受権証書）を短期売買したかのように見せかけ、架空の売買益二二四万円を得させたという疑いが持たれた。

小池代表は（一連の利益供与の舞台となった小甚ビル名義での取引口座開設に先立ち、一九八九年に親族名義で野村証券にはじめて口座を設けていた。当時の関係者の話や特捜部の調べでは、この際に、小池代表は野村証券の当時の秘書部門役員と直接話をして、一任勘定での取引が始まることとなったといわれている。この役員は、社長ら経営会議のメンバーだった代表取締役の秘書たちを統括する立場にあり、同証券の首脳に極めて近い人物だったといわれている。

逮捕された藤倉元常務は、小池代表への不正な利益供与を松木元常務に頼んだことを、松木元常務は、小池代表を総会屋と認識しながら利益の付け替えを実行していたことを取調べの中で大筋を認めていたという。

一九九七年五月一日、野村証券からの不正な利益供与があったとして東京地検特捜部が、同証券の株主総会の進

行に絡んで約五〇〇〇万円相当の利益供与を受けたとして、総会屋グループの小池隆一代表とその弟の小池嘉矩社長を逮捕した。

調べでは、小池代表と嘉矩社長は一九九五年六月に開かれた株主総会に協力することへの謝礼と知りながら、同年一月から六月にかけて計六回にわたり、小甚ビル（小池嘉矩社長）名義の口座を受け皿に、野村証券から約五〇〇〇万円相当の利益を受けた容疑がもたれた。

特捜部の調べに対して、両名は「問題の取引にかかわっていない」、「口座に違法な利益供与があったことは知らなかった、名義も貸していない」という供述をし、容疑を否認していた。しかし、特捜部は同証券関係者の供述などから、

① 一九八九年に小池嘉矩社長名義で同証券にはじめて取引口座を開設した際に、小池代表が自ら事務手続きをしていた

② 同証券側が小甚ビル名義での取引について小池代表と連絡を取り合っていた

③ 一九九五年のはじめ頃、小甚ビル名義の口座で取引一任勘定によって生じた損失を補填するよう同証券側が小池代表から求められた

と判断し、小甚ビル口座への利益供与を小池代表が認識していたとの疑いを強め、逮捕に踏み切っている。

関係者の証言では、一九九二年六月の株主総会に先だって、同年三月ごろ小池代表は、前年の夏に発覚した証券不祥事で、田淵節也会長、田淵義久社長が退任に追い込まれるなどでこの株主総会に神経を尖らせていた野村証券に対して、株主議案提案権行使の予告、質問状の提出などを行って同証券に圧力をかけていたという。

一九九一年六月に証券不祥事で退任した田淵義久社長の後任として社長に就任した酒巻英雄元社長は、一九九二年六月の株主総会は、その運営が新社長としての初めての総会であり、証券不祥事で退任した田淵節也・元会長や田淵義久・元社長の取締役復帰問題などの懸案事項や、グループの損益悪化の報告などに関する質問が出るとみられ、総会になると予想された。酒巻元社長は、一九九二年五月管理担当だった村住直孝専務（当時、一九九七年副社長で退任）から「社長、一回挨拶してもらえませんか」と頼まれ、東京新宿の野村ビルで「短時間面談した」、その際、「そういう方だろうなど、と思っていた」と、総会屋と認識していたことを一九九七年五月二七日の参議院予算委員会ですべて述べている。この面談直後に、小池代表はなぜか、証券不祥事に触れて経営陣の責任問題に言及した質問状を撤回している。

六月の株主総会は、混乱の予想とは裏腹に、総会は前年と同時間の一時間二五分で平穩に終了し、小池代表も会場に姿を見せていない。東京地検特捜部も、小池代表へのこうした対応が、同証券の株主総会対策絡みだったとみて、一九九七年五月下旬に面談の事実を重視して酒巻元社長から事情を聞いている。

野村証券による株取引などをめぐる事件で、野村証券が小池隆一総会屋グループ代表側に利益供与を行った直接の動機として、野村証券側は小池代表側から売買をまかされた取引一任勘定に失敗（一九九五年三月上旬、野村証券は小池代表側の口座を使った売買をまかされた取引一任勘定で、株価指数先物取引に失敗する。しかも五〇〇〇万円前後もの損失を出したといわれている）して、一九九五年一月から三月のわずか三ヶ月の間に累積赤字が急激にふくらみ、約四億円にも達したため、この補填をしようと、付け替えと呼ばれる伝票を操作する方法で利益供与をしていたという。

関係者によると、野村証券は小池代表の親族経営企業「小甚ビルディング」名義による一任勘定を行っていたが、一九九五年一月までに約二億円の損失を出した。その後も取引の失敗は続き、同年二月には損失額は約三億円にふくらんだ、という。野村証券側は同年一月末、損失額の一部を補てんしようと、野村側が建設株を自己売買してもうけた利益のうち、約三九〇万円分を小甚ビル口座に付け替えた。しかし、損失額を補うには少なく、同年三月に入り、当たれば利益幅が大きい株価指数先物取引をはじめた。ところが、この取引も失敗。それまでの損失額とあわせ、三月中旬までの赤字額は総額四億円に達した、とされた。

東京地検特捜部も、こうしたいきさつを把握して、証券等監視委員会と一九九七年五月一三日に証券取引法違反による告発に向けた協議会を開いた上で、同監視委員会の告発を受けて本格的捜査に着手している。

このようなことから、野村証券側は同年六月の株主総会を前に不安感を強め、同年三月一五日、都市銀行株の自己売買で得た利益の一部約三八〇〇万円分を小甚ビル口座に付け替えるなど、三月に二回、株主総会開催時の六月に三回の利益供与を行った、という。

東京地検特捜部は一連の利益供与の背景には、小池代表が野村証券株三〇万株を保有する個人大株主だったことなども関係していると見ていた。

国会でも、記者会見でも、総会屋への証券取引を装った不正な利益供与事件で逮捕された二人の常務以外の上層部の関与を「ない、と確信している」。「会社ぐるみ」との見方も否定し、「個人ぐるみ」と強調し、自身とのつながりをも否定しつつつけていた酒巻英雄元社長に関与の疑いが浮上し、東京地検特捜部は一九九七年五月三〇日朝同社長を証券取引法違反（損失補填）と商法違反（総会屋への利益供与）の容疑で逮捕している。総会屋グループ代表・小池

隆一容疑者（商法違反容疑で逮捕）に対する約五〇〇〇万円相当の利益供与のうち約三八五〇万円分について、同証券の藤倉信孝・元総務担当常務、松本新平・元株式担当常務、藤田修・総務部理事らから事前に相談を受けて了承した疑いもたれたものである。

さらに、同年六月一九日東京地検特捜部は、酒巻元社長・藤倉元常務・藤田総務部理事の三人を証券取引を装った約五〇〇〇万円相当の利益供与とは別に、総会屋に現金三二〇〇〇万円が渡されていたとして証券取引法違反（損失補填）と商法違反（利益供与）の疑いで再逮捕している。三人は共謀して一九九五年三月二四日東京・日本橋の野村証券本社総務部応接室で総会屋グループ代表・小池隆一容疑者（第一勧業銀行事件の商法違反容疑で再逮捕）に現金三二〇〇〇万円を渡した疑い。酒巻元社長は授受の場合には同席しなかったものの、事前に報告を受け了承したとされた。現金による利益供与としては過去最高の摘発額である。酒巻元社長は同日、利益の付け替えのすべてに関与したとして証券取引法違反と商法違反の罪で東京地裁に起訴されている。

三月下旬ごろ、小池代表側の申し出により、野村証券が過去の全取引を清算したところ、約三二〇〇〇万円の実損が明らかになった。野村証券側は、実損に見合った現金を小池代表に渡すことを決め、三二〇〇〇万円を渡した結果小池代表の損失はいったんほぼ解消される形になったという。しかし、野村証券は一九九五年四月からの新たな取引で再び損を出したため、六月にも株の自己売買益を付け替え、小池代表に利益供与したとされる。酒巻元社長は同年一月から六月までの間、六回にわたって小甚ビル名義の証券取引口座に株売買益を付け替えるなどして計四九七三万円相当の利益を小池代表に供与した、として起訴されたのである。

野村証券による取引一任勘定で小池代表が受けた実損の総額約三二〇〇〇万円の損失補填を迫る小池代表に対して、

当時の社長だった酒巻英雄や藤倉元常務は現金で補うしかないと考えたが、余りに巨額で会社の通常の帳簿では処理できないとして、二人は相談し、いったん藤倉元常務らの個人名義で金融機関から調達することを決めた。グループ企業の野村ファイナンスが借入先の候補として浮上し、藤倉元常務の名義で借金をしたうえで、後から野村証券が元常務にひそかに補填して発覚を免れる形を整えたと見られた。こうした手法で調達した三二〇〇万円は、前述の方法で小池代表に手渡したとされている。

藤倉元常務が個人的に野村ファイナンスから借りて立替え小池代表に渡したとされているが、後に野村証券から補填を受け全額返済をしているところから、野村証券のこの資金の捻出が焦点となっていたが、野村証券側が一九九五年、東京都内の美術商から高額の絵画など数点を購入、代金の一部をリベートの形で戻してもらおう方法で、総額三億数千万円を受とっていたことが関係者の話でわかってきた。

美術商によると、美術品購入を絡めたリベートの話は藤倉元常務から一九九五年三月ごろに持ちかけられたという。この時期は、野村証券が小池代表へ三二〇〇万円の利益供与をしたとされる時期であり、野村証券とはこの年だけでも数回の取引があり、リベートの額三億数千万円も利益供与額とほぼ符合しているという。野村証券の総務部担当常務は、一定額以下の美術品などを購入できる権限を持っていたとされ、このため、藤倉元常務が常務権を使ってこの美術商から高額の美術品を購入し、そこから受けとったバックリベートを野村ファイナンスへの返済などにまわしていた可能性が高まった。この美術商は歴代の野村証券上層部と取引実績があるという。

すでに時効が成立している時期の疑惑だが、野村証券の元社長酒巻英雄や、元総務部担当常務・藤倉信孝らが関与して、一九九三年夏から同年末にかけての約半年間で別の二人の総会屋に計一五〇〇〇万円相当の利益供与をしてい

た疑いも出ている。

逮捕された役員を巡る評価

東京地検特捜部が逮捕した元常務ら三人は、同社の発展を支えてきた証券マンたちだった。「親分肌」「緻密」などと、社内の評価は高かったらしい。社内外からは、「会社のためにやった」との同情の声が上がる一方で、「不祥事を止められたのではないか」との指摘もあった。

松本新平・元株式担当常務は一九六三年、藤倉信孝・元総務担当常務は一九六一年、藤田修・総務部理事は一九五七年に、それぞれ高校を卒業後入社した。

・松本元常務は転換社債などの分野で、独自の商品開発に才能を発揮した。一九八七年に転換社債部長に昇進。親分肌で、残業が深夜に及ぶと、「どれ、おれに貸せ」などと声をかけて女性社員の仕事を手伝う一面もあり、人望は厚かったという。

・「几帳面でない」とやっつけていけない」といわれる総務畑では、藤倉元常務は適任者だったようだ。「緻密」との評判が高く、「優秀な高卒が集まった野村の事務部門の中心」と目されていた。一九八六年に人事部付部長となり、組織改革で一九九一年に新設された総務部の初代部長になった。

年功序列にこだわらない抜てき人事で知られる野村証券内部でも、二人は高卒組みのエース的存在だったという。

証券不祥事後に就任した酒巻英雄元社長が上野支店長時代に、藤倉元常務は同支店総務課長で、松本元常務も酒巻英雄元社長が公社債部長時代の課長で接点があった。いずれも酒巻社長時代に常務に昇進している。

・藤田理事も事務部門を振り出しに、全国の支店一〇数ヶ所の転勤を経験。家族思いのまじめな人柄で、同僚だった一人は「仕事だから総会屋とも付き合ったんでしょ」と同情を寄せている。

役員や理事にまで栄達したこれらの人が、なぜ事件を引き起こすことになったのか。

「会社のためを考えたなら、それなりの立場にあった人たちは事件になるような不祥事は止めるべきだった」（野村証券元役員）（1997.5.15. 朝日）

・信頼回復の切り札だった酒巻元社長

野村証券幹部の中で酒巻元社長は地味な存在だった。営業マン時代を知る元社員は「まじめで、こつこつ積み上げるタイプ。決して冒険をしなかった」と話す。

徐々に頭角をあらわしてきたのは「役員コース」（同社幹部）といわれる組合委員長になってからだ。一九七〇年に、本店営業部課長となり、翌年、田淵義久氏が直属の上司になった。

取締役、常務、専務、副社長と昇進した。営業畑が主流の野村幹部の中であって、人事、管理、総務などの担当をこなした。「忠実だった。『おれが、おれが』と自己主張する野村の幹部の中では貴重な存在だった。田淵（義久）さんのいい道具だったわけさ」と、ある元役員は解説する。

本人も社長になるとは思っていなかったという。ところが、人生設計は大幅に狂う。原因は証券不祥事だ。辞任した両田淵氏の推薦で社長に就任した。地味な存在だったのが幸いした。不祥事とは縁遠いと思われたためだ。「野村はバリバリの営業マンでないと出世しないと生きていたから、無印の酒巻さんが社長になり驚いた。クリンイメージで切り抜けるつもりだと思った」と大手証券幹部は話す。

「はからずも社長になりました。助けてください」。酒巻元社長は就任後に出席した出身大学の同窓会で頭を下げたといい。

ある幹部は、人事異動の季節が近づくと、酒巻元社長よりも相談役となった田淵義久氏の部屋に通う幹部が増えることに気づいた。酒巻元社長自身も、案件を決める前には頻繁に田淵氏の部屋に足を運んでいた。「小タブ（義久氏）が酒巻の背後霊だ」と陰口をたたかれた。

一九九五年の両田淵氏の復帰は、古い体質との決別のために登場した酒巻元社長が、実は「旧勢力」のものであったことを象徴する出来事だった。ある役員は「求心力を失い、後ろだてが必要だったのだろう」と話す。市場の信頼回復の切り札として登場した酒巻元社長は、旧勢力の複権を強行した。人望を失い、総会屋にもつけ入るスキを与えた。（1997. 5. 31. 朝日）

金融・証券業界を舞台にした利益供与事件で、法人としての野村証券（東京都中央区、氏家純一社長）と同社の元社長・酒巻英雄被告、元総務部担当常務・藤倉信孝被告、元株式担当常務・松木新平被告らに対する初公判が一九九七年一月二五日午前一〇時から東京地裁（岡田雄一裁判長）で開かれた。

起訴事実のあらまし

① 酒巻元社長は、松木元常務と藤倉元常務と共謀し、一九九五年一月から六月にかけて五回にわたり、野村証券が自己取引をしたにもかかわらず、小池代表から委託を受けたように装い、取引で得た利益約四七四九万円を提供した。さらに、同年三月六日、ワラント売買を利用し、約二二四万円の利益供与をした。

② 酒巻元社長と藤倉元常務らが共謀し、一九九五年三月二四日、野村証券本社総務部応接室で、小池代表に現金三二〇〇〇万円を手渡した。

③ 松木元常務については、約五〇〇〇万円の利益供与についてのみ刑事責任が問われた。

検察側の冒頭陳述

一九九五年の株主総会は、田淵節也元会長と田淵義久元社長の役員復帰やグループの損益の悪化などの懸案事項を抱えていた。九四年末には小池代表の保有株に約一億円の評価損が生じ、同代表から損失補填をするように執拗に要求された藤倉元常務は、酒巻元社長に報告し、判断を仰いだ。

株主総会を無事に乗り越えたいと考えた酒巻元社長は、「苦勞をかけるが、松木君と相談してうまく頼む」と株の付け替えなどによる利益供与を指示した。

さらに、九五年三月、約四億円に膨らんだ小池代表の保有株の評価損の前に万策尽きた藤倉元常務から相談を受け、酒巻元社長は「これは組織の問題だから、あまり一人で悩むな」と言った後、松木元常務に電話をかけ、あらゆる手段を使って損失を穴埋めするように指示をした。

などと利益供与を指示した状況を具体的に指摘した。

罪状認否

酒巻元社長らはいずれも「そのとおりでございます」と起訴事実を認めた。

被告弁護人が「被告らの責任を適正に判断するためには、総会屋やその背後にいる反社会勢力の実態や社会経済情勢を含めた事件の背景などを明らかにすることが不可欠である」と意見を述べた。

判決について

総会屋グループ代表・小池隆一被告（別途公判中）に約三七〇〇万円の利益を不正にもたらしたとして、商法違反（利益供与）と証券取引法違反（損失補填）の罪に問われていた野村証券元社長・酒巻英雄被告ら三人の元幹部に対して、一九九九年一月二〇日、東京地方裁判所（岡田雄一裁判長）は次のように判決を下した。

被告 酒巻英雄元社長 判決 懲役一年 執行猶予三年 求刑 懲役一年

罪名 商法違反 証券取引法違反

被告 藤倉信孝元常務 判決 懲役一年 執行猶予三年 求刑 懲役一年

罪名 商法違反 証券取引法違反

被告 松木新平元常務 判決 懲役一年 執行猶予八月 求刑 懲役一〇月

罪名 商法違反 証券取引法違反

被告 野村証券

判決 罰金一億円

求刑 罰金一億円

罪名 証券取引法違反

「総会屋などの反社会的勢力との絶縁や証券市場の公正性、透明性が強く求められている折、社長や取締役らの要職にある被告らが共謀して証券取引法や商法に違背した犯行は悪質である」と、東京地方裁判所の判決は厳しくそれを指摘した。

岡田雄一裁判長は、

「最高責任者まで関与した会社ぐるみの犯行で、総会屋の活動を助長し、会社運営の健全性や証券市場の公正さに対する信頼を傷つけた責任は重大である」と述べ、また

「あなたがたがそれぞれ会社に貢献してきたことを裁判所も認めるにやぶさかではないが、事件の違法性、重大性は述べたとおり、これからの人生で、その責任を十分かみしめて欲しい」と説諭している。

さらに、事件の背景として、岡田裁判長は「株主総会を平穩に終えることを最優先にし、小池被告に対しても懐柔しようという安易な姿勢に終始してきた会社の体質があった」と指摘し、「総会屋との関係を断ち切る機会があったのに、き然とした対応をとらなかつたことが理不尽な要求をされることにつながっていった」とのべ、「会社は企業恐喝の被害者だ」とする弁護側の主張を「到底受け入れられない」と退けている。

酒巻元社長個人の責任について、この判決は「率先して総会屋との関係を断ち切る立場にあったが、幹部社員の総会屋対策を容認した上、小池被告と面談するなどして付け入るすきを与えた責任は重大だ」とも指摘している。

他方、野村証券が総会屋グループの小池隆一代表に利益供与したとされる事件で、東京都内の株主三人が酒巻英雄元社長ら六人の元役員を相手取り、違法な取引で与えた損害として約四億四一〇〇万円を野村証券に賠償するよう求める株主代表訴訟が提起されていた。この訴訟については、一九九八年一〇月二七日東京地裁で和解が成立している。和解条項は、元社長らが責任を認め、

① 刑事責任を問われている三人は関与した利益供与、損失補填について法的責任を認め、ほかの三人は役員的位置にあったものとして道義的責任を認める。

② 六人が連帯して一二月末までに二億円を支払い、刑事責任を問われた三人はさらに二〇年の分割払いで一億八〇〇〇万円を連帯して支払う。

という内容であり、支払額には利益供与、損失補填の総額約三億七〇〇〇万円に加え、野村証券が利益供与事件を理由に地方自治体の公債引き受けの幹事をはずされたことによる損害の一部も上乘せされた。

一九九七年三月八日の朝日新聞は、その社説で「野村証券の懲りない体質」と題して

野村証券は、現職の常務二人が総会屋の親族の経営する会社に利益を提供していた事実を認めた。取引先の指示によらず、証券会社が自社の判断で株式などを売買する違法な「取引一任勘定」の疑いが濃い。

さらに、顧客の損失補填、株主への利益供与といった重大な犯罪に発展する可能性も出てきた。

証券界の最大手として国際的にも大きな影響力を持つ野村は、六年前には広域暴力団の幹部との取引や大口顧客への損失補填の責任をとって、会長や社長が辞任に追い込まれた過去を持つ。

酒巻秀雄社長らは、こうした古い体質からの決別を唱えてきたが、出直しはうわべだけのものではなかった。

今回の事件は、いくつもの点で深刻な問題をはらんでいる。

まず、過去の証券不祥事への反省がまったく見られないことだ。

証券各社は、不正が忍び込みやすい「一任勘定」を清算し、内部の監視体制の強化に努めたはずだった。さらに、巨額の手数料をもたらす大口客に取り入り、一般投資家を軽んじるような取引のやり方も改めたことになっている。

しかし、問題の口座は、株式担当の常務が自ら売買の注文を出す手厚いサービスを受けていた。元外務官僚に野村から多額の転換社債が割り当てられ、「特別扱い」の批判を呼んだ例も記憶に新しい。客を差別する体質は、いっこうに変わっていないわけだ。

取引の相手が総会屋の関係者だった点は、とりわけ問題である。総会屋への利益の供与は、商法で禁じられている。商法違反の事実があつたかどうかは今後の捜査に待つとしても、不明朗な関係がいまだに続いていたのは間違いない。

証券会社には、新規に上場する企業に商法や証取法を指南する役割がある。野村も、株主との関係を良好に保つための助言をビジネスにする子会社を持っている。開かれた株主総会の運営や総会屋との絶縁は、株式を公開した会社の責務である。それを野村自身が無視したことになる。

(中略)

野村は、取引の経緯などをさらに詳しく公表するとともに、国民の財産である証券市場を汚す行為を繰り返した経営責任を明らかにしなければならない。

社長の引責は当然だが、証券不祥事でいったん退きながら、取締役として復権した田淵節也元会長、田淵義久前社

長、さらに古い体質がしみついた首脳陣は退陣するべきである。市場ルールを身につけた若手の登用などで、人心を一新するしかない。

国民が蓄えた一二〇〇兆円の金融資産を、証券市場で効率よく運用しようにも、証券会社の体質が変わっていないのでは、危なくて近づくわけには行かない。

ことは、一証券会社の不祥事にとどまらない。国民の健全な資産形成に深くかかわる事件であると述べている。

以上で野村證券に関することは一応区切とする

参考資料

朝日新聞 毎日新聞 読売新聞 日本経済新聞 産経新聞

